

五所川原労働基準監督署からのお知らせ

「フォークリフト」は 正しく安全に使いましょう

荷役運搬作業の機械化などの進展により、多くの業種及び場所においてフォークリフトが使用されていますが、便利である半面、誤った使用方法などにより発生する労働災害が後を絶ちません。

法令を順守して、フォークリフトは正しく安全に使用しましょう！

1 フォークリフトに係る労働災害事例（五所川原労働基準監督署管内）

業 種	発 生 状 況	休業見込等
運輸 交通業	客先の倉庫において、フォークリフトを運転していた客先の労働者に話しかけようと近づいたところ、足をひかれて骨折した。（製造業でも同様の災害が発生している）	2 か月
商業	被災者がしゃがんで作業を行っていたところ、同僚が運転するフォークリフトが後進してきて激突し足を負傷した。	1 週間
商業	フォークリフトのフォークに被災者を乗せ、同僚が運転して高所で作業を行って下ろす際にバランスを崩して地面に墜落し腕を骨折した。	1 か月
清掃業	屋外でフォークリフトによる荷役作業を行っていたところ、荷下ろしをして後進した際に土砂の斜面で機体の安定を失って横転し、その下敷きとなった。	死亡

2 フォークリフト作業において順守しなければならない事項（抜粋）

フォークリフトの運転は技能講習修了者などの有資格者が行うこと
作業場所の広さや荷の種類などに適応する作業計画を策定すること
フォークリフトの作業場所への労働者の立入りを禁止すること
運転位置から離れるときはフォークを最低降下位置に置き、エンジンを止めブレーキを確実にかけること
労働者を昇降させるなどの荷役運搬作業以外の用途に使用しないこと
定期自主検査を実施し、記録を3年間保存すること
（1年ごとの特定自主検査と1か月ごとの自主検査の2種類が必要）
作業日ごとに作業開始前の点検を行うこと

問合せ先：五所川原労働基準監督署（電話：0173-35-2309）
〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎

3 フォークリフト作業による災害を防止するためのポイント

工場などの屋内作業場では、フォークリフトと労働者との接触を防止するため、運行経路と労働者が歩行する安全通路を区分して線引きするなどにより明示しましょう

フォークリフトによる次の作業は原則**禁止**となっているため、行わないようにしましょう

- ・労働者をフォーク又はフォークに差したパレットの上に乗せ、昇降又は高所作業に使用すること
- ・フレキシブルコンテナ（フレコンバッグ）の吊りベルトをフォークからつり下げて荷役運搬作業に使用すること
- ・フォーク部にバケットを取り付けて除雪作業に使用すること



4 フォークリフト作業による災害防止のためのチェックリスト

チェック項目		☒
	フォークリフトの運転は技能講習修了者などの有資格者に行わせていますか（有資格者は足りていますか）	☐
	作業計画を策定し、関係労働者に周知していますか （Word形式の様式例） フォークリフト作業計画 検索	☐
	フォークリフトの作業場所への労働者の立入りを禁止していますか（又は誘導者を配置していますか）	☐
	フォークリフトの作業場所の地形、地盤の状態などに応じた適正な制限速度を定めていますか	☐
	運転位置から離れるときはフォークを最低降下位置に置き、エンジンを止めブレーキを確実にかけていますか	☐
	労働者を昇降させるなどの荷役運搬作業以外の用途に使用することはしていませんか	☐
	定期自主検査（1年ごと・1か月ごと）を実施し、記録は3年間保存していますか	☐
	作業日ごとに作業開始前の点検を行っていますか	☐

チェックが入らなかった項目は早急に改善しましょう 

5 参考資料

厚生労働省のウェブサイトから安全衛生に関する各種パンフレット等がダウンロードできますので、ご活用ください。

厚生労働省 安全衛生関係リーフレット等一覧

検索